

「普通預金」の商品説明書

大阪協栄信用組合

1. 商品名		普通預金 (有利息)	無利息型普通預金
2. 販売対象		原則、法人および個人の組合員	
3. 期間		期間の定めはありません。	
4. 預入	(1) 預入方法	随時お預入れ	
	(2) 預入金額	1円以上	
	(3) 預入単位	1円単位	
5. 払戻方法		随時お引出し	
6. 利息		利息が付きます。(有利息)	利息は付きません。(無利息)
	(1) 適用金利	毎日の店頭表示利率を適用します。 (変動金利)	
	(2) 利払方法	毎年2月と8月の第2日曜日の翌営業日に、 口座に入金します。	
	(3) 計算方式	毎日の最終残高 1,000 円以上につき、付利 単位 100 円とし、1 年を 365 日とする日割計 算。	
	(4) 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客様は、利息に対し 20% (国税 15%、地方税 5%) の源泉分離課税が適用されます。 ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息に対しては、復興特別所得税(0.315%)が付加されますので、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の源泉分離課税が適用されます。 ・法人(非課税法人を除く)のお客様は、利息に対し総合課税が適用されます。 	
7. 未利用口座管理手数料		令和 2 年 4 月 1 日以降新規開設し、最後の預入れ又は払戻しから 2 年以上利用がない場合、年間 1,200 円(消費税別)ご負担いただきます。	
8. 付加できる特約事項			
	(1) マル優	マル優制度の条件を満たす個人のお客様は、 マル優のお取り扱いができます。	
	(2) 総合口座	個人のお客様は総合口座による当座貸越のご利用ができます。	
	(3) 普通預金(有利息)と無利息型普通預金との切替え	<ul style="list-style-type: none"> ・口座番号を変更することなく、「普通預金(有利息)から無利息型普通預金への切替え」および「無利息型普通預金から普通預金(有利息)への切替え」ができます。 ・普通預金(有利息)から無利息型普通預金へ切替えた場合には、切替え時点で利息の計算をして口座に入金します。 	
9. 苦情処理措置・紛争解決措置		<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申出ください。 【大阪協栄信用組合総務部】 受 付 日 : 月曜日～金曜日 (祝日及び金融機関休業日を除く) 受付時間: 午前9時～午後5時 電 話 : 06-6644-6101 所在地 : 〒542-0073 大阪市中央区日本橋2-9-18 なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付け いただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://osaka-kyoei.co.jp/ 苦情等のお申出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめ 	

	<p>とする他の機関でも受付けています。</p> <p>【大阪地区しんくみ苦情等相談所(一般社団法人 大阪府信用組合協会)】 受付日 :月曜日～金曜日 (祝日及び金融機関休業日を除く) 受付時間:午前9時～午後5時 電 話 :06-6941-1441 所在地 :〒540-0026 大阪市中央区内本町2-3-9</p> <p>【しんくみ相談所(一般社団法人 全国信用組合中央協会)】 受付日 :月曜日～金曜日 (祝日及び金融機関休業日は除く) 受付時間:午前9時～午後5時 電 話 :03-3567-2456 所在地 :〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>公益社団法人 民間総合調停センター(電話:06-6364-7644)、 東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588)、 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249)</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまが直接、民間総合調停センターや仲介センターへ申し出ることも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。</p> <p>①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停:東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p>		
10. その他参考となる事項			
(1) キャッシュカード	当組合は、神戸営業部以外の店舗にはATMを設置しておりません。 また、新たなキャッシュカードの発行はいたしません。		
(2) 通帳	通帳を発行します。		
(3) 預金保険制度	<table border="1" style="width:100%"> <tr> <td style="width:50%">・預金保険の対象です。 ・定額保護となります。</td> <td style="width:50%">・預金保険の対象です。 ・全額が保護されます。</td> </tr> </table>	・預金保険の対象です。 ・定額保護となります。	・預金保険の対象です。 ・全額が保護されます。
・預金保険の対象です。 ・定額保護となります。	・預金保険の対象です。 ・全額が保護されます。		
(4) 金利情報	店頭表示しています。		

(令和4年4月1日現在)